

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率
事業開始資金	○	○	○	○	○	○	○	○	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,720,000円		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
									母子・父子団体の場合	5,580,000円				
事業継続資金	○	○	○	○	○	○	○	○	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,860,000円		6ヵ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
									母子・父子団体の場合	1,860,000円				
修学資金		○		○			○	○	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。)に必要な資金	別表1及び別表2の通り (注1)高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、所定の額に児童扶養手当の額を加算した額。 (注2)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。 (注3)日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする(連帯保証人は不要)。 ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。
技能取得資金	○	○	○	○	○	○	○	○	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
									【特別】 一括 816,000円					
									自動車運転免許を取得する場合 460,000円					
修業資金	○	○	○	○	○	○	○	○	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
									高校3年時在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を取得する場合 460,000円					
									(注)修業施設で知識、技能を習得するの児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額					

(別紙I)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率
就職支度資金	○	○	○	○	○	○	○		就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000円		1年	6年以内	※親に貸付ける場合(保証人有)無利子(保証人無)年1.0%(子に係るもの)無利子 ※児童に貸付ける場合無利子(親等を連帯保証人とする)
									【特別】 通勤のための自動車購入の場合	340,000円				
医療介護資金	○	○	○	○	○				医療(当該医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療一般】 340,000円		医療又は介護終了後6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
									【医療特別】 特に経済的に困難な事情にある場合	510,000円				
									介護(当該は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)を受けるために必要な資金	【介護】 500,000円				
生活資金	○	○	○	○					知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 141,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内	(保証人有)無利子(保証人無)年1.0%
									特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】	423,000円				
									生計中心者でない場合 月額	79,000円				
	○	○	○	○					医療又は介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護期間満了後6ヶ月	(医療又は介護)5年以内	
									特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】	354,000円				
									生計中心者でない場合 月額	79,000円				
	○	○	○	○					母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	生活安定期間中 月額 118,000円		生活安定貸付期間満了後6ヶ月	(生活安定貸付)8年以内	
									特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】	354,000円				
									(総額2,832,000円以内)					
									生計中心者でない場合 月額	79,000円				
	○	○	○	○					失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6ヶ月	(失業)5年以内	
									特別の事情があるとき(3月相当)【一括貸付け】	354,000円				
生計中心者でない場合 月額									79,000円					
○	○							児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 月額 48,050円	原則3か月以内	貸付期間満了後6ヶ月	10年以内		

(別紙1)貸付限度額一覧

(令和8年4月1日)

資金種類	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦が扶養する子	父母のない児童	母子・父子団体	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率		
住宅資金	○	○	○	○	○	○	○	○	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円		6ヶ月	6年以内 (特別)7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%		
									災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合	2,000,000円						
転宅資金	○	○	○	○	○	○	○	○	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%		
就学支度資金	○	○	○	○	○	○	○	○	就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び大学等受験料	小学校(所得税非課税世帯)	91,600円		中学校卒業後6ヶ月	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	※修学資金と同様	
										中学校(所得税非課税世帯)	101,000円					
										国公立の高等学校又は専修学校(高等課程、一般課程)、私立の専修学校(一般課程)	自宅から通学するもの					150,000円
											自宅外から通学するもの					160,000円
										私立の高等学校又は専修学校(高等課程)	自宅から通学するもの					410,000円
											自宅外から通学するもの					420,000円
										国公立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)	自宅から通学するもの					420,000円
											自宅外から通学するもの					430,000円
										私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)	自宅から通学するもの					580,000円
											自宅外から通学するもの					590,000円
										修業施設						
										中学校卒業者が当該施設に入所する場合	自宅から通学するもの					150,000円
											自宅外から通学するもの					160,000円
										高等学校卒業者が当該施設に入所する場合	自宅から通学するもの					272,000円
	自宅外から通学するもの	282,000円														
			(注1)大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けられることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。													
			(注2)大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。													
結婚資金	○	○	○	○	○	○	○	○	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	340,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%		